

島根県中小企業制度融資経営改善サポート資金に係る松江市信用保証料補給金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、島根県中小企業制度融資要綱(昭和47年島根県告示第239号)に規定する経営改善サポート資金を利用する松江市の中小企業者又は組合が、島根県信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)に支払った当該融資に係る信用保証料(以下「保証料」という。)の一部を補給することについて、松江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補給の対象等)

第2条 補給金の名称、補給対象者、補給対象経費、補給金の額及び終期は次のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補給金の名称	島根県中小企業制度融資経営改善サポート資金に係る松江市信用保証料補給金
補給対象者	経営改善サポート資金を利用し、保証料を支払った者であって、松江市に主たる事業所又は住所を有するもの。ただし、市税を滞納していない者に限る。
補給対象経費	令和7年4月1日から令和9年3月31日までに支払った保証料の全額(分割払の場合は、初回分の支払金額のみ)とする。ただし、保証料率は、責任共有制度対象のものにあつては0.95パーセント以下の部分を、責任共有制度対象外のものにあつては1.1パーセント以下の部分を対象とする。
補給金の額	次の各号に掲げる資金使途の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 設備又は設備及び運転 補給対象経費の3分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、上限30万円 (2) 運転 補給対象経費の6分の1の額(1,000円未満切捨て)とし、上限10万円
終期	令和9年3月31日

(補給金の交付申請)

第3条 補給金の交付の申請をしようとするときは、規則第4条の補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 信用保証協会が発行した信用保証料受入証明書
- (2) 松江市の市税に未納のない証明

2 補給金の交付の申請は、次の各号に掲げる保証料の支払日の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

- (1) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで 令和8年5月31日

(2) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで 令和9年3月31日

(補給金の返還)

第4条 補給金の交付を受けた者が、早期完済（他の資金への借換えの場合等を含む。）により、当初の補給対象経費に変更が生じた場合は、当該変更に係る部分に関し、既に交付された補給金を返還しなければならない。

(着手届及び完了届)

第5条 規則第11条の規定による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。